

平成16年度大台ヶ原自然再生検討会 設置要領

(名称)

1. この会議は、「大台ヶ原自然再生検討会」（以下「検討会」という）と称する。

(目的)

2. 検討会は、森林生態系の衰退が見られる大台ヶ原において、森林生態系の観点と利用のあり方の観点から森林生態系の保全・再生のあり方について検討し、「大台ヶ原自然再生推進計画」の策定に資することを目的とする。

(検討事項)

3. 検討会においては次の事項を検討する。
 - (1) 大台ヶ原の自然再生に必要な調査に関する事項
 - (2) 大台ヶ原自然再生推進計画に関する事項
 - (3) その他、検討会の目的を達するために必要な事項

(検討会の構成)

4. 検討会の構成等は以下のとおりとする。
 - (1) 検討会は、学識経験者等のうちから、環境省自然環境局近畿地区自然保護事務所長（以下「事務所長」という。）と協議の上、財団法人自然環境研究センター理事長（以下「理事長」という。）が委嘱する委員及び関係行政機関をもって構成する。
 - (2) 理事長は、必要と認める場合に事務所長と協議の上、検討会に委員以外の学識経験者や関係機関等の参画を求めることができる。
 - (3) 検討会の下に、学識経験者、関係機関、NPO/NGO等から構成される森林生態系部会及び利用対策部会を設けることができる。

(座長)

5. 検討会に座長をおき、委員の中から互選により選出する。座長は検討会の議長を務めるとともに、会務を統括する。

(運営)

6. (1) 検討会の運営に関する事務は、環境省自然環境局近畿地区自然保護事務所及び財団法人自然環境研究センターが行う。
 - (2) その他運営に関して必要な事項は部会で決定する。

(情報公開)

7. 検討会は公開で行う。ただし、貴重な動植物の保護、プライバシーの保護等、慎重な取り扱いを必要とする情報については、非公開とする。

(任期)

8. 委員の任期は平成17年3月31日までとする。

(附則)

9. この要領は平成16年4月1日から施行する。